

七戸町地域活性化起業人（副業型）募集要項

七戸町では、総務省の「地域活性化起業人」制度を活用し、企業が有するノウハウや専門知識を生かして、本町の特産品をはじめとする魅力発信及び交流人口の促進等につながる取り組みに対し、ご支援、ご協力いただける企業にお勤めの個人の方を募集します。

1. 事業概要

三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と委託契約を結ぶ「副業型」制度により、そのノウハウやスキルを活かして、業務に従事していただきます。

2. 業務内容

- ① 七戸町の特産品を取り扱う EC 企画・立ち上げ支援
- ② 特産品の商品企画・売上向上のための販売戦略の設計
- ③ 七戸町の労働力確保と交流人口促進に関する取組
- ④ 地域事業者へのヒアリング、データ収集および分析
- ⑤ その他附帯又は関連する業務

3. 募集人数

1 名

4. 業務期間

6 ヶ月以上 3 年以内 ※協定締結日は協議のうえ決定します。

5. 勤務形態

月 4 日以上かつ 20 時間以上業務に従事し、うち七戸町に月 1 日以上滞在すること。

6. 応募要件

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ① 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。ただし、現に当町の区域内に勤務する者は除く。
- ② 勤務先企業から、副業として本制度を活用することの承諾を事前に得て、承諾書等（任意様式）を提出できること。
- ③ 他の自治体で地域活性化起業人（企業派遣型又は副業型）として活動していないこと。
- ④ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

- ⑤ 地方公務員法第 34 条（秘密を守る義務）等、服務に関する規定を遵守すること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とする法人に所属する者でないこと。
- ⑦ 暴力団に該当せず、また、その関係者でないこと。

7. 委託料の額

契約に基づき、以下の委託料をお支払いします。

① 報償費

年間 1 0 0 万円（源泉徴収税額を含む）を限度とし、予算の範囲内で負担します。

※業務の開始が年度途中となる場合、限度額は 1 0 0 万円を月割で計算した額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

② 旅費

年間 1 0 0 万円を限度とし、予算の範囲内で負担します。

※業務の開始が年度途中となる場合、限度額は 1 0 0 万円を月割で計算した額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

8. 募集期間

令和 8 年 9 月 1 5 日（火）から 9 月 2 5 日（金）まで

9. スケジュール

募集開始	令和 8 年 9 月 1 5 日（火）
募集終了期限	令和 8 年 9 月 2 5 日（金） 午後 5 時
面接審査	令和 8 年 9 月下旬 ※日程は後日ご連絡します。
決定通知	令和 8 年 9 月下旬（予定）
契約締結	令和 8 年 9 月下旬（予定）
業務開始	令和 8 年 1 1 月 1 日（予定）

10. 応募方法

次の応募書類をメール、郵送又は持参のいずれかの方法で提出してください。

- ① 七戸町地域活性化起業人（副業型）申込書（様式第 1 号）
- ② 履歴書（任意様式）
- ③ 勤務する企業等が地域活性化起業人（副業型）として活動する旨及び副業を承諾していることがわかる資料（任意様式）
- ④ 企画書（任意様式）A 4 1 枚程度

1 1. 選考方法

応募書類確認後、オンライン面接により選考します。選考後、本町と契約を交わし、業務を開始します。

1 2. その他

- ・本募集要項における地域活性化起業人の要件等は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。
- ・応募に関する一切の費用は、応募者のご負担となります。
- ・ご提出いただいた書類は返却しません。

1 3. 書類提出先・お問い合わせ先

七戸町役場 商工観光課

〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内 67-997

道の駅しちのへ道路・観光情報館内

電話：0176-62-2137

e-mail：kankou01@town.shichinohe.lg.jp